

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の6の規定に基づき、2020年度「移動等円滑化取組計画書」次のとおり公表します。

2020年6月5日

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今のバリアフリー化への社会情勢を鑑み、2019年度に初のバリアフリー車<エレベーター(EV)付きリムジンバス>を1両導入し、運用を開始しました。 本来なら今後も引き続き、同種車両の導入を促進していくべきですが、昨年来の「新型コロナウイルス禍」の重大な影響を受け、直近年度での計画・実行は困難な状況です。 <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が手助けの必要な旅客への支援を躊躇なく実施するよう意識改革をおこなう。 ・現在運用中のEV付きリムジンバスにおける対応路線、運行時刻、使用方法等の情報周知の方法について再検討、改善をおこなう。 ・高齢者、障がい者等に関する理解を深めるための、講演会や意見交換会を開催し、職員の共通認識を広げる。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・EV付きリムジンバス	・新型コロナウイルス禍の影響により、今後の導入計画(既存車両の運用状況を見極めて)は順延します。

② 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・リムジンバス(EV付き既存車両含)利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度計画に引き続き、手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。 ・2019年度計画に引き続き、車いすの旅客がEV付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員がEV装置を作動し、その他の支援(手助け)をおこなう。

③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・リムジンバス(EV付き既存車両含)を運行する路線	・2019年度に実施した実施計画(運行路線・時間・予約方法等を時刻表・ホームページ・停留所等において容易に把握できるように表示・掲出をおこなう)を修正・改善する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の接遇に関する民間資格の取得推進(障がい者が参画する研修の実施) ・接遇研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要職員(乗務員)の「交通サポートマネージャー」講習への参加及び認定証取得に係る経費の一部を当社が負担する。 ・上記講習参加時に障がい者の方々との意見交換会に参加する。 ・上記認定証取得者が全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に研修してきた内容を踏まえての講習や当該事案の教育DVDを視聴させる。(2019年度から継続実施) ・主要職員対象に「サービス介護基礎講習」を受講させる。(2019年度から継続実施)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の促進のため営業部が主セクションとなり、推進体制を構築する。 ・自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を営業部で集約し、自社他セクション(営業所・総務)とも共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。 ・当社が代表管理する関西空港側リムジンバス施設(乗降場等)は、関西エアポート株式会社からの賃借物であることから、同社のバリアフリー化構想・計画に則った施設変更に対し、営業部が調整窓口となり連携をおこなう。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・EV付きリムジンバスの導入。 	同種車両の導入計画を順延する。	新型コロナウイルス禍による大幅旅客減に伴い、直近年度での計画・実行は困難な状況となったため。

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条6の規定に基づき、2019年度「移動等円滑化取組報告書」を次のとおり公表します。

2020年6月5日

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター付きリムジンバス	・車いす用エレベーター付きリムジンバスを1台導入する。(2019年度)	令和1年10月に1両導入、運用開始

② 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス(エレベーター付き車両含む)利用者への支援	・手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。 ・車いすの旅客がエレベーター付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員がエレベーター装置を作動し、その他の支援(手助け)をおこなう。(2019年度～)	エレベーター付き車両の導入後、2回(各1名)の利用があり、左記対応を実施

③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター付きバスを運行する路線	・エレベーター付きバスの運行路線・時間・予約方法等について、時刻表・ホームページ・停留所等で容易に把握できるように表示・掲出をおこなう。(2019年度)	・当社発行時刻表、ホームページ、関西空港側停留所において、多言語及び車椅子マークで表示、掲出を実施。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・障がい者の接遇に関する民間資格の取得推進(障がい者が参画する研修の実施) ・接遇研修の実施	(2019年度～2020年度) ①主要職員(乗務員)の「交通サポートマネージャー」講習への参加及び認定証取得に係る経費の一部を当社が負担する。 ②上記講習参加時に障がい者の方々との意見交換会に参加する。 ③上記認定証取得者が全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に研修してきた内容を踏まえて講習をおこなう。 ④主要職員対象の「サービス介護基礎講習の受講」及び、班別活動時における「サービス介護士による講演の実施」	①、②、③については実施済。 ④の内「サービス介護基礎講習の受講」は実施済。 ④の内「サービス介護士による講演の実施」は未実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

①移動等円滑化の促進のため営業部が主セクションとなり、推進体制を構築する。 ②自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を営業部で集約し、自社他セクション(営業所・総務)とも共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。 ③当社が代表管理する関西空港側リムジンバス施設(乗降場等)は、関西エアポート株式会社からの賃借物であることから、同社のバリアフリー化構想・計画に則った施設変更に対し、営業部が調整窓口となり連携をおこなう。 ①②については従前から実施済。③については関西エアポート株式会社のバリアフリー化構想・計画が無かったことから未実施。
--

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ 板を備え たもの	リフトを備 えたもの		計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフ トを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	85	0	0	0	0	0	0	85	85	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	12	0	0	0	0	0	0	12	12	1	1	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	10	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0
年度末車 両数	87	0	0	0	0	0	0	87	87	1	1	0	0	0

III 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	×
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。